

## 訪日外国人旅行者周遊促進事業実施要領（抄）

制 定 平成30年6月25日 観観振第27号  
最終改正 令和5年2月17日 観観振第203号  
観観資第201号

この実施要領は、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日観観振第26号）のほか、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付等、訪日外国人旅行者周遊促進事業の実施に当たって必要な事項を定める。

### 第五 歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進事業

#### 1. 補助対象事業者について

補助対象事業者となることができる者は以下の①～③の者とします。

- ① 観光庁の観光地域づくり法人（DMO）登録制度において登録された者（以下「DMO」という。）
- ② 地方公共団体、DMO又は民間事業者を中心に構成される地域協議会
- ③ 民間事業者等
- ④ 地方公共団体

#### 2. 補助率について

（1）歴史的資源を活用した観光まちづくり推進のための滞在環境整備

各事業の補助対象経費について、定率補助により補助するものとし、補助率は1/2とする。

（2）地域の賑わいを創る歴史的建造物の改修、再建築、及び周辺環境の整備に対する支援

各事業の補助対象経費について、定率補助により補助するものとし、補助率は1/3とする。

#### 3. 事業実施について

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（歴史的資源を活用した観光まちづくり事業）において、補助対象事業者は、歴史的資源を中核に地域資源の潜在価値を一体的に活用する観光地経営の実現を目指すため、歴史的資源の宿泊等環境整備や滞在拠点の高付加価値化、加えて地域の賑わいを作る歴史的建造物の改修、再建築、及び周辺環境整備に関わる具体的な事業計画案を観光庁に提出する。

観光庁は、提出された事業計画をもとに事前審査を行い、審査結果を踏まえ、補助対象事業者に対して補助金額等を内示する。

補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を観光庁に提出する。

### 3. 補助額について

(1) 歴史的資源を活用した観光まちづくり推進のための滞在環境整備  
2,000万円を上限とする。

(2) 地域の賑わいを創る歴史的建造物の改修、再建築、及び周辺環境の整備に対する支援

5,000万円を上限とする。

### 5. 補助対象経費

歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進するために必要となる歴史的資源の宿泊等環境整備や滞在拠点の高付加価値化、加えて地域の賑わいを作る歴史的建造物の改修、再建築、及び周辺環境整備に要する経費であり、以下の通りとする。

(1) 歴史的資源を活用した観光まちづくり推進のための滞在環境整備

#### ① 歴史的資源の宿泊等環境整備に対する支援

##### ア 歴史的資源の内装整備及び耐震補強

歴史的資源を活用した宿泊・飲食・カフェ等への転用や高付加価値化等のための内装整備及び耐震補強に関する経費

##### イ 寝具・家具等の購入にかかる費用

訪日外国人旅行者が快適に滞在できる環境整備に関する経費

##### ウ 多言語対応タブレットの購入及び設定費

訪日外国人旅行者が宿泊施設を快適に滞在し、日本ならではの文化体験が楽しめる環境整備を図るための経費

##### エ ホームページ等ITを活用した情報提供・案内・予約システムの整備費及び多言語対応にかかる費用

訪日外国人旅行者が該当施設の情報収集及びスムーズな予約が出来る導線の整備に関わる経費(WEBでの情報提供に伴う情報発信メディアへのコンテンツ提供も含む。)

##### オ 施設内における多言語案内の制作及び設置費用

多言語での案内に関わる整備・改良(案内標識、掲示物、コンテンツ作成)に関する経費

##### カ 感染症対策対応整備に必要な経費

感染予防対策のための経費及び安全・安心に滞在できる環境整備に必要な経費

## ② 歴史的資源を活用した滞在拠点の高付加価値化支援

- キ 体験型・滞在型コンテンツの企画・造成・改善（多言語対応等）等にかかる費用  
訪日外国人旅行者に訴求し得る地域の観光資源の抽出に係る経費、地域の観光資源を活用した体験型・滞在型コンテンツやプログラムの開発・改善に係る経費及び関係事業者との検討会（シンポジウム等）開催経費
- ク 旅行商品の企画開発、課題抽出やモニターツアー等にかかる費用  
外国人や高付加価値旅行専門の旅行会社等のモニターによる既存の観光資源や体験型・滞在型コンテンツのモニタリングに係る経費、モニタリングによる課題抽出・整理に係る経費及び意見を踏まえたコンテンツの改善に係る経費
- ケ 滞在時の案内を行うコンシェルジュの養成等に必要経費  
訪日外国人旅行者へのスムーズなサービス提供を行うためのコンシェルジュ養成に必要な経費
- コ 滞在拠点の高付加価値化に関わる戦略や広報方針等の策定費  
歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進を推進させるためのプロモーション活動、観光まちづくり計画・コンセプト策定、動画広告作成等に必要な経費

## （2）地域の賑わいを創る歴史的建造物の改修、再建築、及び周辺環境の整備に対する支援

- サ 地域の賑わいを創る歴史的建造物の新築・増築・改築、大規模な修繕及び大規模な模様替等にかかる費用  
地域の賑わいを作る歴史的建築物とは、地域の中心となり、地域の賑わいを創るため、古民家等の歴史的建造物を活用した宿泊・飲食・観光拠点・温浴施設等のことを指す。新築においては、将来文化財となることを前提に地域にとって価値が高く、景観等にあった建築物の建築のことを指す。
- シ 歴史的建造物の周辺環境の整備等にかかる費用  
歴史的建築物の整備とともに、庭の整備等による周辺環境も合わせて整備にかかる費用

## 6. 事業評価について

### （1）事業評価の実施

補助対象事業者は、補助対象事業の事後評価を行い、補助対象事業が終了した日か

ら起算して一ヶ月を経過した日又は翌年度の4月末日のいずれか早い日までに観光庁へ提出することとする。観光庁は、提出された事後評価を確認し、補助対象事業者に対し今後の事業又は地域の取組の改善の観点から、適切な指導・助言等を行う。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月末日までに参考となる資料とともに観光庁に報告をすることとする。

(2) その他

(1) によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。